

士業団体による会員の処分比較表

士業	日本弁理士会 日本弁理士会会則	日本弁護士連合会 弁護士法及び日本弁護士連合会会則	日本公認会計士協会 日本公認会計士協会会則	日本税理士会連合会 日本税理士会連合会会則
処分事由	法若しくは法に基づく命令又は会則若しくは会令に違反した場合において、本会の秩序又は信用を害したとき（ 会則 49条 ）	<p>弁護士及び弁護士法人は、この法律又は所属弁護士会若しくは日本弁護士連合会の会則に違反し、所属弁護士会の秩序又は信用を害し、その他職務の内外を問わずその品位を失うべき非行があつたときは、懲戒を受ける（弁護士法第56条）</p> <p>日本弁護士連合会による処分（弁護士法第60条） 第56条第1項に規定する事案について自らその弁護士又は弁護士法人を懲戒することを適当と認めるとき</p> <p>各弁護士会において規定されている</p>	<p>（会則 31条第1項） 会員及び準会員が法令によって処分を受けたとき 会員及び準会員が監査その他の業務につき公認会計士又は会計士補の信用を傷つけるような行為をしたとき 会員及び準会員が第33条（個別的監督）の規定による報告をしないとき、質問に回答しないとき、又は勧告若しくは指示に従わないとき 会員及び準会員が、1年以上会費（地域会費を含む。）を滞納し、かつ、催告を受けて、なお納付しないとき 前各号のほか、会員及び準会員が会則及び規則に違反したとき</p> <p>（会則 31条の2）継続的専門研修 会員（監査法人を除く）が83条に定める継続的専門研修制度の所定単位数を履修せず、本会に報告しなかった場合において、継続的専門研修制度に関する規則の定めるところにより義務不履行者となったとき</p>	<p>（会則 72条） 会員が法又は本会若しくは税理士会の会則に違反した場合</p> <p>各税理士会において規定されている</p>
処分請求者	何人でも可（ 会則 50条 ）	何人でも可（ 弁護士法第58条 ）	明文の規定なし	明文の規定なし
処分請求先	日本弁理士会会長（ 会則 50条 ）	その弁護士又は弁護士法人の所属弁護士会（ 弁護士法第58条 ）	明文の規定なし	明文の規定なし
処分の種類	<p>（会則 49条第2項） ・戒告 ・会則によって会員に与えられた権利の2年を限度とする停止 ・経済産業大臣に対する懲戒の請求（大臣の認可が必要） ・退会</p>	<p>（弁護士法第57条） 弁護士法人 一 戒告 二 二年以内の弁護士法人の業務の停止又はその法律事務所の業務の停止 三 退会命令（当該弁護士会の地域内に従たる法律事務所のみを有する弁護士法人に対するものに限る。） 四 除名（当該弁護士会の地域内に主たる法律事務所を有する弁護士法人に対するものに限る。）</p>	<p>（会則 31条第2項） ・戒告 ・会則によって会員及び準会員に与えられた権利の停止 ・除名（準会員のみ） ・金融庁長官の行う登録の抹消又は監査法人に対する解散命令その他の懲戒処分の請求（会計士補のみ）</p> <p>* 会則 31条第9項（会則 31条第1項第4号に該当した場合） 会則 31条第8項の権利停止に加え ・本会の施設を利用する権利 ・本会の福利厚生を給付を受ける権利 ・業務に関する相談及び資料の提供を受ける権利</p> <p>（会則 31条の2） ・会報並びに継続的専門研修制度協議会が継続的専門研修制度に関し会員及び準会員に告知する細則に定める媒体に、義務不履行者として氏名、登録番号及び所属地域会を公表する ・会員が、第87条第3項各号のいずれかに該当する者と、監査契約を締結している場合又は監査契約を締結している監査法人の社員として関与している場合は、前号の公表に際して、監査責任者である旨及び当該会員が監査法人に所属する場合には監査法人の名称を追加する。</p>	<p>（会則 72条） ・訓告</p>
処分権者	日本弁理士会会長（ 会則 53条 ）	その弁護士又は弁護士法人の所属弁護士会（ 弁護士法第56条第2項 ）	公認会計士協会会長（ 会則 31条第3項 ）	日本税理士連合会

士業	日本司法書士会連合会 日本司法書士会連合会会則	日本土地家屋調査士会連合会 日本土地家屋調査士会連合会会則	日本行政書士会連合会 日本行政書士会連合会会則	全国社会保険労務士会連合会 全国社会保険労務士会連合会会則
処分事由	所属の会員がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反するおそれがあると認めるとき（ 司法書士法第61条 ） 連合会による規定はない 各司法書士会において規定されている	連合会による規定はない 各土地家屋調査士会において規定されている	連合会による規定はない 各社会保険労務士会において規定されている	連合会による規定はない 各単位会において規定されている
処分請求者	明文の規定なし	明文の規定なし	明文の規定なし	明文の規定なし
処分請求先	明文の規定なし	明文の規定なし	明文の規定なし	明文の規定なし
処分の種類	注意を促し、又は必要な措置を講ずべきことを勧告することができる （ 司法書士法第61条 ）	明文の規定なし	明文の規定なし	明文の規定なし
処分権者	司法書士会（ 司法書士法第61条 ）	明文の規定なし	明文の規定なし	全国社会保険労務士会連合会

（8 資格を選択した理由）法律により資格者団体の設立が義務づけられるとともに、資格者団体に入会しなければ当該資格者の業務を行うことができない、強制入会制が採られている士業